

## 施策の紹介

# 新たな行政改革への取組

中央省庁等改革の成果をより確実なものにし、新たな行政システムを構築していくために、この度「行政改革大綱」が策定されました。二〇〇五年（平成十七年）までに、特殊法人等の改革をはじめ様々な改革が行われます。

## はじめに

「行政改革大綱」（以下「行革大綱」という）が、平成十二年十二月一日、閣議決定されました。政府は、今後、二〇〇五年（平成十七年）までを一つの目途としてこの行革大綱に定められた各般の行政改革の重要課題の集中的・計画的な実施を図ることにしてい

ます。ここでは、行革大綱の概要について紹介します。

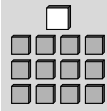
行革大綱は、二十一世紀の我が国経済社会を自律的な個人を基礎とした、より自由かつ公正なものにするため、これまでの国・地方を通ずる行政の組織・制度の在り方、行政と国民との関係などを抜本的に見直し、新たな行政システ

ムの構築を目指すものです。

このため、二十一世紀の開始とともに新たな府省体制を確立し、中央省庁等改革の成果をより確実なものとするに、二十一世紀の国・地方を通じた行政の在り方について、新たな時代の要請に対応できる総合性、機動性を備えた行政、国民の主体性と自己責任を尊重した簡素かつ効率的な

行政、国民に開かれた透明性の高い行政、国民本位の質の高い行政サービスの実現を目指し、今後、平成十七年（二〇〇五年）までを一つの目途として、各般の行政改革を集中的・計画的に実施することにするものです。

こうした見地に立つて、今後の行政改革の重要課題として、新たな時代にふさわしい行政組織・



制度への転換を目指す観点からの特殊法人等の改革、公務員制度の改革、行政評価システムの導入、公会計の見直し・改善、公益法人

に対する行政の関与の在り方の改革、国と地方の関係を見直し、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点からの更なる地方分権の推進、行政と民間との新たな関係を構築する観点からの規制改革、その他、電子政府の実現をはじめ、省庁再編に伴う運営・施策の融合化、行政の組織・事務の減量・効率化などを推進することとされています。

### 行革大綱のポイント

行革大綱のポイントは、次のとおりです。

#### 【特殊法人等の改革】

・すべての特殊法人等の事業及び組織の全般について平成十七年度末までに抜本的見直しを行います。

・特殊法人等改革のための推進体

制を整備し、平成十三年度中に具体的計画を策定します。

・財政支援の在り方を抜本的に見直すことにします（補助金等整理・合理化、財政投融资の見直し）。

・独立行政法人、特殊法人、認可法人の情報公開法案を次期通常国会に提出します。

・役職員の給与・退職金について平成十三年度に所要の調整を行います。また、役員定員・定数の縮減を図ります。

・省庁からの再就職の安易な受皿とならないよう累次の閣議決定を遵守するとともに、「わたり」を厳に抑制します。

【国家公務員、地方公務員制度の抜本的改革】

・政治主導の下、身分保障に安住することなく公務員が持てる能力を最大限発揮し、国民の信頼を確保するための抜本的改革を行います。

・成果主義・能力主義に基づく賞必罰の人事制度を明確にするな

ど国家公務員法等の見直しを行います。

・再就職に関する合理的かつ厳格な規制を導入します。省庁の関与により再就職する場合は、再就職に係る大臣の直接承認・公表を行うほか、再就職後の新たな行為規制を導入します。

・特殊法人等役員定年制を設け、また、役員出向制度を創設します。

・定年延長、早期退職勧奨是正を考慮の上、退職手当・年金制度について検討します。

・外部（民間、他省など）から人材の積極的受入れ、隣接領域との流動性確保のための改革を行います。

・大臣スタッフを当該行政機関外からも実際に登用することにし

ます。

・事前規制型組織・人事管理システムを抜本的に転換します。

・各主任大臣による企画立案と執行事務の分離を進めます。執行事務については外部委託などを活用

します。

・前記の内容に従い、「中央省庁等改革の推進に関する方針」の具体化を進めます。

【行政評価システムの導入】

・政策評価に関する標準的ガイドラインを決定し、公表します。また、民間専門家の採用などによる要員の確保などを図ります。

・政策評価制度の法制化について、所要の法律案を次期通常国会に提出します。

【公会計の見直し・改善】

・一般会計・特別会計を連結した「国の貸借対照表」（試算）の改善等を重ねます。

・独立行政法人に「行政サービス実施コスト計算書」が作成されることにかんがみ、特殊法人等会計処理の見直しを行います。

・外部監査を受ける独立行政法人の範囲の見直しを行います。

【公益法人に対する行政の関与の在り方の改革】

・国からの委託等、推薦等に係る

事務・事業等の国・独立行政法人への移管又は国の関与の廃止等の措置を講じます。

・ 国からの補助金等を再配分する事務、 総収入の大部分を国からの補助金等が占める公益法人の事務について、当該事務を整理統合等した上で国・独立行政法人に移管します。

・ 役員報酬に係る助成は廃止します。

・ 前記措置は平成十三年度末を目途に計画を策定し、十七年度末までに実施します。それまでの間、既往閣議決定による各基準の徹底を図るとともに、業績評価、情報公開、役員報酬見直し等を行います。

・ 地方公共団体に対し、地方公益法人にも同様の措置を要請するとともに、国の措置を踏まえ地方交付税措置の見直しを行います。

#### 【地方分権の推進】

・ 市町村数を「千を目標とする」との与党方針を踏まえて自主的な市町村合併を推進します。

・ このための財政支援措置、支援体制の整備、住民投票制度の導入などを行います。

・ 地方の財政面における自己決定権と自己責任の拡充を基本とした地方税財源の充実確保を図ります。

・ 国庫補助負担金の整理合理化などを推進します。

・ 地方公共団体に対し、事務・事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、定員管理・給与の適正化等行政改革を要請します。

・ 国と地方公共団体との間の相互・対等交流促進を基本とする人事交流を促進します。

#### 【規制改革の推進】

・ 規制改革委員会の見解などを踏まえ、平成十二年度末までに新たな規制改革推進三か年計画を策定します。

・ 競争政策の展開、企業責任・情報公開の確立に取り組むとともに、IT（情報技術）、医療・福祉、雇用・労働、教育、環境、民

## 行革大綱の構成

### 行政の組織・制度の抜本改革

#### 1 特殊法人等の改革

- (1) 事業及び組織形態の見直し
- (2) 財政負担、財政投融资の縮減・合理化
- (3) 経営評価・情報公開システムの確立
- (4) 給与・退職金、人事の適正化

#### 2 国家公務員、地方公務員制度の抜本的改革

- (1) 公務員への信賞必罰の人事制度の実現
- (2) 再就職に関する合理的かつ厳格な規制
- (3) 官官、官民間の人材交流の促進
- (4) 大臣のスタッフの充実と政策目標の明示
- (5) 中央人事行政機関等による事前規制型組織・人事管理システムの抜本的転換
- (6) 法令・予算の企画立案と執行の分離
- (7) その他

#### 3 行政評価システムの導入

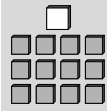
- (1) 政策評価制度の円滑な実施
- (2) 政策評価制度の法制化と法案の国会提出
- (3) 公会計の見直し・改善

#### 4 公会計の見直し・改善

- (1) 国の貸借対照表（試算）の改善等
- (2) 特殊法人等の会計処理
- (3) 独立行政法人の外部監査

#### 5 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

- (1) 委託等、推薦等に係る事務・事業の見直し
- (2) 財政負担の縮減・合理化
- (3) 措置期限・経過措置等
- (4) 地方公益法人に係る措置



事・刑事の基本法制など、各分野の規制改革を推進します。

・電気通信事業の競争政策などについて、NTTの在り方も含め、法改正も含む所要の措置を講じません。

・経済社会の構造改革の視点も含め幅広く規制改革を推進するため、新たな審議機関の内閣府への設置を検討します。

【行政事務の電子化等電子政府の実現】

・国民、企業と行政との間の手続等のオンライン化を実現します（申請・届出等手続、政府調達手続、国税・年金等）。

・情報セキュリティ対策の一層の充実・強化を進めます。

【中央省庁等改革の的確な実施】

・省庁再編の運営・施策の融合化等メリットを發揮します（国土交通、厚生労働、文部科学、総務の各省などにおける一体的な施策の推進。社会保険料及び労働保険料徴収事務の一元化、ワンストップサービ

スなど地方公共団体と郵便局の協力の推進など）。

・郵政公社設置のための法案を平成十四年通常国会に提出します。郵便事業への民間参入を郵政公社化と併せて実現します。

・国立病院・療養所は平成十六年度に、各施設ごとに業績評価ができるよう区分経理する単一の独立行政法人に移行します（十四年通常国会に法案提出）。

・国立大学の独立行政法人化については平成十三年度中に専門的な調査検討結果を整理します。

・民間と競合する公的施設について平成十三年度予算等で厳しく対処します。

【今後における行政改革推進体制】

・二〇〇五年までを一つの目途として行革大綱に定められた各般の行政改革の重要課題の集中的な実施を図るため、総理を本部長とする新たな行政改革推進本部を内閣に設置し、積極的な取組を進めていきます。

（総務省）

### 地方分権の推進

- (1) 市町村合併の推進
- (2) 国と地方の役割分担の在り方と地方税財源の充実確保
- (3) 国庫補助負担金の整理合理化
- (4) 第三セクター、地方公社、地方公営企業等の改革
- (5) 地方行革
- (6) 国と地方との間の人事交流

### 規制改革の推進

- (1) 新たな三か年計画の策定
  - (2) 電気通信事業における競争政策の在り方
  - (3) 新たな規制改革推進体制
- 行政事務の電子化等電子政府の実現

### 基本的考え方

- (1) 国民、企業と行政との間の情報化
- (2) 行政の事務・事業の情報化
- (3) 情報セキュリティ対策その他の環境整備
- (4) 地方公共団体における行政情報化の推進
- (5) 中央省庁等改革の的確な実施

### 1 省庁再編のメリット發揮等

- (1) 組織統合に伴う運営・施策の融合化
- (2) 新府省体制への移行に伴う組織・定員の縮減
- (3) 郵政事業
- (4) 実施庁に係る措置

### 2 行政の組織・事務の減量・効率化

- (1) 減量・効率化
- (2) 独立行政法人への移行
- (3) 定員の削減
- (4) PFIの推進
- (5) 民間と競合する公的施設の改革

### 既往閣議決定等の推進

### 今後における行政改革の推進体制

\* 行革大綱の全文については、総務省のホームページをご覧ください。